

別記様式第6（第6条第3項、第4項関係）

失効届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第1項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第1項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出に係る
約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

（記載上の注意）

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第13条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同条第6項において準用する同条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。